

■ジュビロヨガクラブ会員規約

1. 名称

本会は「ジュビロヨガクラブ」（以下、「クラブ」という）と称します。

本規約は、株式会社ジュビロ（以下、「事務局」という）の運営する「ジュビロヨガクラブ」で開催されるレッスンや活動等をご利用される方に適用します。

2. 目的

本クラブは、地域住民の健康や体力の保持増進をはかり、スポーツを通じた地域のコミュニケーションの場を提供し、地域社会における健康で明るく豊かな生活の実現とスポーツ文化の醸成に寄与することを目的とします。

3. 会員資格

本クラブの会員は、以下に該当しクラブの目的に賛同し、クラブが定めた入会手続きを完了した者としてします。

- (1) 本規約に同意している者。
- (2) 心身共に健全で、参加者が相互に尊重して、ヨガを楽しむことが出来る者。
- (3) 原則として 18 歳以上の男女。但し保護者が参加を承諾している場合及び保護者も一緒に参加している場合を除く。
- (4) 伝染病、その他他人に伝染または感染するおそれのある疾病に罹患していない者。
- (5) 暴力団員及び暴力団関係者、暴力団等の活動に協力する者その他の反社会的勢力ではない者。
- (6) スタッフの指示事項を遵守できる者。
- (7) クラブの諸規定を遵守する者。

4. 入会手続き

本クラブの会員となることを希望する者は、別に定める所定のクラブ入会手続きを行うことで、会員資格を得るものとします。また、入会申込み時の記載事項に変更が生じた場合には、速やかに事務局に届け出ることとします。

5. 会費

- (1) 会員は、会費及び保険料等を、期日内に本事務局に納入することとします。
- (2) 原則として、一旦納入した月会費、保険料の返金はいたしません。
- (3) クラブは、会員の承認なく月会費、保険料の改定を行うことができるものとします。

6. 負傷時の対応

会員が、レッスン及びレッスンや関連行事のための往復路での負傷及び事故の場合、本クラブが加入する保険会社の約定の範囲内での補償をします。それ以上については一切の責任を負わないものとします。

7. 除名

会員が、次のいずれかに該当した場合は、事務局は会員を除名することができるものとします。

- (1) 刑罰法令に違反して逮捕又は検挙されるなどした場合
- (2) クラブの本規約で禁止した行為を行うなど、クラブの運営を妨げた場合
- (3) 月会費等の支払いを、一定期間滞納した場合。

- (4) クラブの名誉を傷つけ、信用を棄損し、クラブの目的に反する行為をした場合
- (5) その他、本事務局が会員として相応しくないと判断したとき。

8. 退会

退会を希望する会員は、本事務局に届け出るものとします。

病気、怪我による長期入院など止むを得ないと認められる場合を除き、納入済の会費・保険料等の返金はいたしません。

9. 免責

会員は、本クラブのレッスン及び本クラブの関連行事のための往復路における事故、傷害、盗難等について、クラブが会員のために加入した保険の補償以外の損害賠償を求めないものとします。

また、会員は本クラブが保険の範囲内での賠償以外の補償をしないことを了承するものとします。

10. 禁止行為

本クラブでは以下の事項を禁止します。事務局及び指導者等の制止に従わない場合は、参加・活動の中止あるいは退会事由とします。

- (1) 特定の宗教や団体への勧誘行為。
- (2) 許可なく物品やサービス等の販売などをする行為。
- (3) 許可なく活動の様子や参加者を撮影する行為。
- (4) 許可なく活動の様子等を SNS その他の方法により公開する行為。
- (5) 活動に関して知りえた会員等の個人情報を、許可なく流出させる行為。
- (6) 活動を妨害するなど、他の参加者の迷惑となる行為。
- (7) 他人の心身に危険の及ぶ行為や利用施設の破損等を招く恐れのある行為。
- (8) 活動中に、不当あるいは不合理な要求をするなどにより、指導者等もしくは参加者を著しく困惑させる行為。
- (9) 上記各号のほか、快適な本クラブの活動を困難にする恐れのある一切の行為。

11. 個人情報保護方針

会員から提供を受けた個人情報は、その重要性を十分に認識して管理し、個人情報保護法その他関係法令及びガイドラインを順守します。

12. 個人情報の利用目的

会員から提供を受けた個人情報は、以下の目的もしくは場合に限り使用します。

- (1) 参加者の安全を確保するため。
- (2) 参加者本人の確認及び参加状況の確認のため。
- (3) スケジュール及び活動内容の案内のため。
- (4) 緊急時の対処、防犯、連絡および事故防止のため。
- (5) 個別に会員の同意を得たうえで情報を開示または利用する場合。
- (6) その他、法令に基づく要請など正当な理由がある場合。

13. 会員の肖像等の使用

本事務局は、クラブが会員に対してレッスンやイベント等を提供する際、参加者の肖像・声等を記録・録画・録

音し、広報宣伝目的としてテレビ・新聞・雑誌・インターネット・SNS 等で放送、掲載、配信等を行う可能性がありますので、予めご了承下さい。

14. 個人情報の破棄

会員から提供を受けた個人情報は、以下の場合に適正な方法により破棄します。

- (1) 会員から退会の申し出があった場合。
- (2) 会員が実質的に退会したとみなす相当な理由がある場合。
- (3) 本会が解散した場合。

15. 付則

本クラブは必要に応じ、随時本規約を改定することができると共に、本規約に関する事項又は本規約に定めのない事項について、細則を定めることができますものとします。

16. 問合せ先

本クラブの問合せ先、ホームページは以下の通りとします

〒438-0025 静岡県磐田市新貝 2500

株式会社ジュビロ 「ジュビロヨガクラブ事務局」

mail : hometown1@jubilo.com

TEL : 0538-36-4664 (10:00～12:30、13:30～17:00／日月休)

17. 発効

本規約は、2020 年 9 月 1 日より発行します。

2025 年 11 月 1 日 改定

細則

本規約に定められていない事項及び本クラブの運営上必要な細則は、本事務局が定めるものとします。

以上